

相生市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

概要版

計画策定の背景と趣旨

介護保険制度の現状

介護保険制度が創設されてから20年以上が経過し、介護の問題を社会全体で支える制度として定着してきた一方で、様々な課題が生じています。要支援・要介護認定者の増加や介護サービス需要の高まり、さらには団塊の世代の全ての人々が75歳以上となる令和7(2025)年や、現役世代の人口が急減する令和22(2040)年を見据え、制度の持続可能性を確保していくことがより重要となっています。

国の動き

国においては、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく安心して暮らせる社会を目指し、高齢者の「住まい」を中心に「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制として、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。また、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、誰もが地域のなかで役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

計画の策定

そのため本計画は、第8期計画に引き続き「地域共生社会」の考え方を踏まえながら、今後も継続して地域包括ケアシステムの構築を進めるため、加えて現役世代の人口が急減する令和22(2040)年を念頭に置き、本市の高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って支えあい、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちを目指して策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画」並びに、介護保険法第117条に規定する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画」として一体的に策定するものです。

また、本市の総合的な行政運営の方針を示した最上位計画である「相生市総合計画」に基づきながら、福祉分野における上位計画である「相生市地域福祉計画」をはじめとする高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、中長期的な視点として、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに、現役世代の減少が顕著になる令和22年を見据えて計画を定めます。

■計画の期間

(年度)

R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)		R22 (2040)
第8期											
		第9期					→				
					第10期						

計画の基本理念

地域で理解しあい、助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち

本計画は、これまでの施策や目標を踏まえつつ、介護サービス需要の増加・多様化と現役世代の人口の急減が見込まれる令和22(2040)年を念頭に置きながら、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画です。

[基本目標1] 地域で支える・支えあう基盤づくり

- ◎高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に取り組むとともに、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。
- ◎医療・介護・福祉・住まい・生活支援が一体的に提供される連携体制を推進し、高齢者に対して適切なコーディネートができるよう努めます。
- ◎地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業を検討しながら、高齢者が支えあい、いきいきと暮らせる地域の基盤づくりを進めます。
- ◎高齢者をはじめとした地域住民が地域活動に参加し、支援が必要な人を支えていくことができる環境づくりを推進します。
- ◎医療と介護の両方を必要とする高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していけるよう、多様なサービス主体によるサービスの確保に努めます。

◆◆◆基本的な施策の方向◆◆◆

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 地域包括支援センターの機能強化 | (5) 地域ケア会議の推進 |
| (2) 相談支援体制の充実 | (6) 小地域での助けあいの推進 |
| (3) 地域で支えあう仕組みづくりの推進 | (7) 医療・介護の連携強化【重点項目】 |
| (4) 見守り体制の整備 | (8) 介護に取り組む家族等への支援 |

【数値目標】

<医療・介護の連携強化>【ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発講座開催箇所数】

現状値 3箇所（令和5年） 目標値 10箇所（令和8年）

[基本目標2] 健康長寿のまちづくり

- ◎生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるよう、健康づくり・生活習慣病予防とともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していきます。
- ◎高齢者の生きがいづくりに向けて社会参加活動の支援を行うとともに、高齢者が培ってきた豊かな知識や経験等を社会で活かすことができるよう、就労機会の確保や働きやすい職場環境づくりにも取り組みます。

◆◆◆基本的な施策の方向◆◆◆

- (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【重点項目】
- (3) 生きがいづくりや社会参加の促進【重点項目】

【数値目標】

<健康寿命の延伸>【健康寿命（男女）】

現状値 79.9歳(男) 84.4歳(女)（令和5年） 目標値 80.2歳(男) 84.7歳(女)（令和8年）

<社会参加する高齢者の増加>【週1回以上の地域での活動に参加する高齢者の割合】

現状値 45.7%（令和5年） 目標値 55.0%（令和8年）

[基本目標3] いつまでも住み続けられるまちづくり

- ◎認知症に対する正しい理解の増進や地域での支援体制を整備し、早期の予防・早期発見に努めます。
また、認知症高齢者への理解と協力、支援が本人の意思に基づいて行われる認知症施策を推進します。
- ◎相談体制を強化するとともに、その人の実情に応じた様々なサービスを提供し、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域生活を支援します。
- ◎災害や感染症の流行など緊急時等における高齢者支援の強化に取り組みます。
- ◎高齢者がいつまでも住み続けられるまちづくりに向けて、居住環境の整備や在宅生活の支援、高齢者の権利擁護等を推進します。

◆◆◆基本的な施策の方向◆◆◆

- (1) 認知症施策の推進【重点項目】
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 災害時や感染症など、緊急時等における高齢者支援の強化
- (4) 在宅生活の支援
- (5) 高齢者の権利擁護等の推進

【数値目標】

<認知症サポーターの増加> 【認知症サポーター養成講座受講者数】

現状値 280 人 (令和5年) 目標値 300 人 (令和8年)

[基本目標4] 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

- ◎高齢者や家族が安心して介護保険サービスを利用できるよう、介護サービスの充実や質の向上に取り組みます。
- ◎介護人材の育成・確保に努めるとともに、将来の人材を育てるための福祉教育に取り組みます。
- ◎要介護認定を適切に行い、サービス選択に対する支援、低所得者への支援を図ります。
- ◎必要な人に必要なサービスを提供するため、介護給付等の適正化に取り組みます。

◆◆◆基本的な施策の方向◆◆◆

- (1) 介護サービスの充実
- (2) 介護サービスの質の向上
- (3) サービスを円滑に利用するための支援
- (4) 介護給付適正化の推進【重点項目】
- (5) 介護人材の確保に向けた取り組み

【数値目標】

<介護給付の適正化の推進> 【住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検件数】

現状値 420 件 (令和5年) 目標値 450 件 (令和8年)



<<< 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別の保険料 >>>

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	・生活保護を受けている方 (世帯全員が市民税非課税) ・老齢福祉年金の受給者 ・本人課税対象年金収入額+ 合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.285	1,510円	18,126円
第2段階	(世帯全員が市民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+ 合計所得金額が80万円を超え 120万円以下の方	基準額×0.45	2,385円	28,620円
第3段階	(世帯全員が市民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+ 合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.685	3,630円	43,566円
第4段階	(同世帯に市民税課税者あり) ・本人市民税非課税で、公的年金等収入+ 合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.85	4,505円	54,060円
第5段階	(同世帯に市民税課税者あり) ・本人市民税非課税で、公的年金等収入+ 合計所得金額が80万円を超える方	基準額×1.0	5,300円	63,600円
第6段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 60万円未満の方	基準額×1.15	6,095円	73,140円
第7段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 60万円以上120万円未満の方	基準額×1.2	6,360円	76,320円
第8段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	6,890円	82,680円
第9段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	7,950円	95,400円
第10段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	9,010円	108,120円
第11段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	10,070円	120,840円
第12段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	11,130円	133,560円
第13段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	12,190円	146,280円
第14段階	・本人市民税課税で、合計所得金額が 720万円以上の方	基準額×2.4	12,720円	152,640円

(第1～3段階は、消費税による公費投入に伴う軽減措置後の負担割合及び保険料です。)

(月額保険料は目安です。実際の保険料算定は月割りにより算定し、保険料の額に1円未満の端数が発生した場合は切り捨てになります。)

相生市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画【概要版】

令和6年3月

〒678-0031 兵庫県相生市旭一丁目6番28号

相生市 健康福祉部 長寿福祉室

TEL: 0791-22-7124 FAX: 0791-23-4596